

小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程

(平成27年3月23日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 小樽商科大学学則第6条第2項に基づき、小樽商科大学グローバル戦略推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、小樽商科大学（以下「本学」という。）の全学的な教育・研究の支援及び産学連携・地域連携活動を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育方法の研究及び開発に関すること。
- (2) 教育効果の測定及び検証に関すること。
- (3) ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）に関すること。
- (4) ICTを活用したアクティブラーニング（以下「AL」という。）及びブレンデッドラーニング（以下「BL」という。）に関すること。
- (5) 地域と連携する科目に関すること。
- (6) 全学的な教育支援に関すること。
- (7) グローカルマネジメント・プログラム（以下「GMP」という。）及び短期留学プログラムに関すること。
- (8) 国際交流（国際連携本部の所掌に関するものを除く。）に関すること。
- (9) 産学連携及び地域連携活動に関すること。
- (10) 文理融合型大学間連携に関すること。
- (11) 研究プロジェクトの推進に関すること。
- (12) 全学的な研究支援に関すること。
- (13) 教学IRに関すること。
- (14) 将来構想委員会等からの諮問に関すること。
- (15) その他センターの目的を達成するために必要なこと。

第2章 センター

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 国際連携本部長
- (4) 第18条に定める教育支援部門の長（第9条において同じ。）
- (5) 第18条に定めるグローバル教育部門の長（第9条において同じ。）
- (6) 第18条に定める産学官連携推進部門の長（第9条において同じ。）
- (7) 第18条に定める研究支援部門の長（第9条において同じ。）
- (8) 第18条の2に定める教学IR室の長（第9条において同じ。）

- (9) センター専任教員
- (10) その他の職員若干名
(センター長)

第5条 センター長は、学長をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
(副センター長)

第6条 副センター長は、教育担当副学長をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を行う。
(センターの運営)

第7条 センターを運営するために、グローバル戦略推進センター戦略推進会議（以下「戦略推進会議」という。）を置く。

(戦略推進会議)

第8条 戦略推進会議は、次の事項を審議する。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの予算に関すること。
- (3) 第14条に定めるアドバイザリーボードから出された意見や将来構想委員会から付託された大学改革構想等に関すること。
- (4) 第18条に定める教育支援部門、グローバル教育部門、産学官連携推進部門及び研究支援部門の統括に関すること。
- (5) 第18条の2に定める教学IR室の総括に関すること。
- (6) その他センターの管理運営に関すること。

(戦略推進会議の構成)

第9条 戦略推進会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 国際連携本部長
- (4) 教育支援部門の長
- (5) グローバル教育部門の長
- (6) 産学官連携推進部門の長
- (7) 研究支援部門の長
- (8) 教学IR室の長
- (9) 事務局長
- (10) 各学科及びアントレプレナーシップ専攻から選出された教員 7名
(任期)

第9条の2 前条第10号に掲げる委員の任期は、2年とする。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(戦略推進会議の議長等)

第10条 戦略推進会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 センター長は、戦略推進会議を招集し、議長となる。
- 3 センター長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(戦略推進会議の議事)

第11条 戦略推進会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 戦略推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(委員以外の者の出席)

第12条 戦略推進会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部門長会議)

第13条 センターに、部門を跨る業務の連携・調整を行うために、部門長会議を置く。

2 部門長会議は、第4条各号に掲げる部門の長により構成する。

3 部門長会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第14条 センターに、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

第3章 アドバイザリーボード

(アドバイザリーボードの設置)

第15条 センターのもとにアドバイザリーボードを置く。

(アドバイザリーボード)

第16条 アドバイザリーボードは、本学が求める人材育成像等について、意見を述べるものとする。

(アドバイザリーボードの構成)

第17条 アドバイザリーボードは、次に掲げるスタッフで構成する。

(1) 外部有識者 若干名

(2) 本学においてグローバル教育や地域活動の実績がある教員 若干名

第4章 部門及び室

(部門の設置等)

第18条 第3条各号のうち、第13号を除く各号に掲げる業務を遂行するため、戦略推進会議のもとに教育支援部門、グローバル教育部門、産学連携推進部門及び研究支援部門（以下「各部門」という。）を置く。

2 各部門の業務は、別表1のとおりとする。

(室の設置等)

第18条の2 第3条第13号に掲げる業務を遂行するため、戦略推進会議のもとに教学IR室（以下「室」という。）を置く。

2 室の業務は、別表2のとおりとする。

(部門長)

第19条 各部門に部門長を置く。

2 部門長は、部門の業務を掌理する。

(室長)

第19条の2 室に室長を置く。

2 室長は、室の業務を掌理する。

(副部門長)

第20条 副部門長は、部門長が指名する。

2 副部門長は、部門長を補佐し、部門の業務を行う。

(副室長)

第20条の2 副室長は、室長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐し、室の業務を行う。

(運営会議)

第21条 各部門を運営するために、運営会議を置く。

第21条の2 室を運営するために、運営会議を置く。

第5章 補則

(事務)

第22条 センターに関する統括的な事務は、企画戦略課が行う。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月17日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

別表 1（第 18 条第 2 項関係）

部門	業務
教育支援部門	(1) 教育方法の研究及び開発に関すること。 (2) 教育効果の測定及び検証に関すること。 (3) 教育内容及び方法の改善に関すること。 (4) F D に関すること。 (5) キャリア教育に係る事業計画の策定並びに実施に関すること。 (6) e-Learning システムの研究・開発に関すること。 (7) e-Learning システムの運用・改善に関すること。 (8) A L の推進・普及・効果測定に関すること。 (9) B L の推進・普及・効果測定に関すること。 (10) 地域と連携する科目の企画・運営に関すること。 (11) 学生論文賞に関すること。 (12) その他教育課程等の改善に関すること。
グローバル教育部門	(1) GMP 及び短期留学プログラムに関すること。 (2) 学生国際交流の実施に関すること。 (3) 国際交流会館の管理運営に関すること。 (4) 国際交流における助成金の事務に関すること。 (5) 長期学外学修プログラムに関すること。 (6) 他機関と連携する留学プログラムに関すること。 (7) その他グローバル教育に関して必要なこと。
産学官連携推進部門	(1) 民間機関や自治体等との共同研究及び受託研究に関すること。 (2) 国内外の産学官連携強化のためのコーディネートに関すること。 (3) 産学官連携及び地域連携に関する他大学や他機関との連携に関すること。 (4) 文理融合型大学間連携に関すること。 (5) 新産業創出及び既存産業の活性化のための相談に関すること。 (6) 民間機関や自治体等と連携した地域人材育成に関すること（学内科目を含む。）。 (7) その他産学官連携及び地域連携に関すること。
研究支援部門	(1) 学内公募型の共同研究に関すること。 (2) 研究支援に関すること。 (3) 地域研究に関すること。 (4) 外部資金獲得に関する支援に関すること。 (5) 研究成果及び資料の公開に関すること。 (6) 出版会に関すること。 (7) 研究会及び講演会等の開催に関すること。 (8) その他研究支援に関すること。

別表 2（第 18 条の 2 第 2 項関係）

室	業務
教学 I R 室	(1) 教育に関する評価の方針・項目・方法等の企画・検討 に関すること。 (2) 教育に関する評価体制の企画・検討に関すること。 (3) 教育データの収集・管理・分析・可視化に関するこ と。 (4) その他教育の内部質保証に関すること。